②住宅ローン控除額を所得税から引ききれない場合は、市・県民税から控除！

住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を受けている人の中には、税源移譲によって所得税が減額となり、同控除を所得税から控除しきれない場合があります。そこで、所得税から引ききれなかった額を翌年度の市・県民税から控除する措置が設けられました。

なお、この措置の適用を受けるためには、毎年「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出する必要があります。

■対象＝次のいずれにも該当する人。

①住宅ローン控除を受けている人（平成11年から同18年までに入居した人に限る）。

②住宅ローン控除可能額が、平成19年分の所得税額を超えている人。

■計算方法＝下図参照。

■申告書の提出期限＝3月17日㈪まで。

■申告書の提出方法

●**確定申告をしない人**…申告書に年末調整済みの源泉徴収票を添えて、今年1月1日に居住していた市町村（本市の場合は、本庁・市民税課、各支所・総務振興課）へ提出してください。※・注

●**確定申告をする人**…税務署で確定申告をする際に申告書もあわせて提出してください。

※・注…申告書は、昨年12月下旬に対象者の事業所へ送付しています。また、市役所本庁・市民税課または各支所・総務振興課、天草税務署、市・県民税の各申告会場で配布するほか、市ホームページからも取得できます。

※税源移譲による市・県民税の減額や還付についての詳細は、本庁・市民税課市民税係☎㉓11111内線1145へお尋ねください。

◆市・県民税の住宅ローン控除額の計算方法

控除額 ＝ 下の❶または❷のいずれか少ない額 － 平成19年分の所得税額

❶住宅ローン控除可能額

❷税源移譲前の税率による所得税額

計算の結果が0以下のときは市・県民税の控除はできません。

◆減額措置が適用される人のイメージ

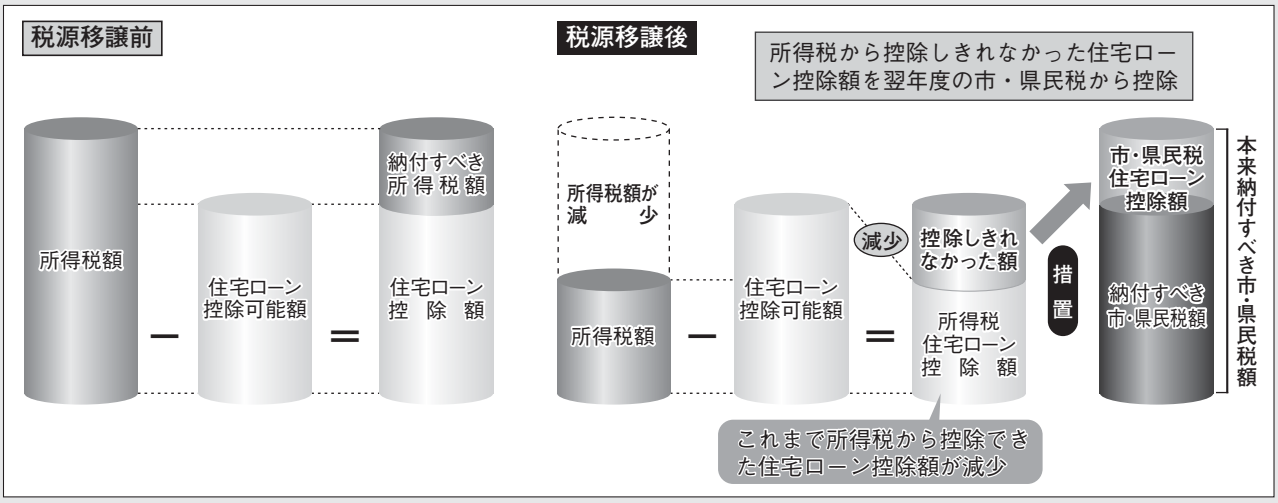

e-Taxを利用して確定申告を！

「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用すると、自宅や事業所などにいながらインターネットを使って、所得税や法人税、消費税、酒税などの申告をはじめ、全税目の納税や申請・届け出などの手続きができます。このほか、①最高5,000円の税額控除が受けられる②源泉徴収票などの添付書類が不要③還付が早いなどの利点があります。

なお、利用する人は、税務署への届出書の提出や、一定の条件を満たした電子証明書の取得などが必要です。

※詳細は、e-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）またはヘルプデスク☎0570-015901へ。